

24 玉名中学校いじめ防止基本方針

改正年月日 令和5年5月1日
玉名市立玉名中学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童・生徒等に対して、当該児童・生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒等と一定の人的関係にある他の児童・生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめ問題に対する基本的な考え方

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものである。
- (2) いじめは、人として絶対に許されないことで、時として人権侵害、犯罪行為として罰されることがある。
- (3) いじめられた子どもの立場に立った親身の対応、指導が必要である。
- (4) いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (5) 家庭・学校・地域社会などの関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となった取り組みが必要である。

3 いじめの防止（未然防止のための取組等）

“認め、ほめ、励まし、伸ばす”教育指導を基盤に、すべての生徒が安心・安全に 学
校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍で き
る一人ひとりの居場所のある魅力ある学校づくりを進める。

そのために、生徒の自己有用感を高め、生徒同士の絆づくりなどの人間関係づくりに、そして生徒と教職員の信頼関係づくりに努め、真面目に取り組む生徒が損をしない、正義がとおる学級、学年集団づくりに一致団結して取り組む。

(1) 学校・学年行事の工夫

- ①生徒が主体的に取り組む魅力ある教育活動を展開する。
- ②リーダーを中心に生徒一人ひとりが活躍できる場の設定や絆づくりを目指す。

(2) 各教科での授業改善の推進

- ①すべての生徒が参加・活躍できるように授業を工夫し、分かる授業づくりに努める。
- ②チャイム前着席、黙想の実施など学習規律を徹底する。
- ③研究授業実施週間での全員による公開授業を行い、互いの授業を参観し合い、授業力向上に努める。

(3) 道徳教育、心の教育、人権教育の充実

<道徳教育の充実>

- ①相手の立場を尊重し、思いやりのある広い心で自他の生命を尊重する生徒の育成に向け特別の教科道徳の時間を要とした道徳的実践力を身に付ける指導の推進を図る。
- ②「熊本の心」「つなぐ～熊本の明日へ～」の積極的な活用し、道徳教育推進教師を中心に学校総体として推進することで、豊かな心の育成を図る。

<心の教育の充実>

- ①学校総体とした「玉中至心」の実践化を図る。
- ②「『命を大切に作る心』を育む指導プログラム」の確実な実施を推進する。

<人権教育の充実>

- ① 係活動や夕学タイム、学校行事等での取り組みを通して、全職員で生徒による仲間づくりを推進する。
- ②人権学習の授業等を通して、資料や他の人の思いに自分を重ねる経験を積むことで、

8						セラール講話
9	全校集会 中体連陸上推戴式			(家) 幼児の生活と遊び(後半組)	(生) 生徒議会	(生) 学校生活アンケート
10	前期終業式 後期始業式 合唱コンクール 中体連駅伝推戴式	(保) 人との関わりと自分らしさ (道) 授業実践交流会 (学) 命の教育	(道) 授業実践交流会 (学) 命の教育	(道) 授業実践交流会 (学) 命の教育	(生) 人権子ども集会への参加と活動報告 (生) 生徒議会	(生) 学校生活アンケート
11		(家) わたしの成長と家族	(保) 傷害の防止		(生) 生徒会役員選挙・立会演説	研究授業実施週間 いじめアンケート・教育相談 人権学習授業参観 (生) 学校生活アンケート
12	校内駅伝大会 全校集会		(行) 修学旅行			心のアンケート 教育相談 9月-12月取組評価 (生) 学校生活アンケート
1	全校集会				(生) 新役員任命式 (生) 新入生体験入学	学校評価アンケート等実施 (生) 学校生活アンケート
2			(玉) 立志式		(生) 生徒議会	(生) 学校生活アンケート
3	クラスマッチ 卒業式 小中連絡会 修了式					学校評価とりまとめ 1月-3月取組評価 (生) 学校生活アンケート

4 早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多い。そこで、①生徒の些細な変化に気付くこと、②気付いた情報を確実に共有すること、③情報に基づき速やかに対応することを基本として早期発見、早期対応に努める。特に、生徒の人間関係が新しくなる年度始めの4月から5月と、長期休業明けの9月は、アンテナの感度をより高める必要がある。

なお、問題兆候等の把握には、まず何よりも、一人ひとりの生徒の見守りや日頃から生徒との心のチャンネルを形成するなど深い信頼関係を築くことが不可欠である。

(1) 健康観察の充実

①子どもは朝の時間帯に様々なサインを出しやすい傾向にあることを踏まえ、朝の時間を大切に丁寧な健康観察に努め、登校状況については、職員室の学年掲示板に記録し、情報の共有化と迅速な対応を図る。

②①に関連し、生徒の気になる情報については、些細なことでも学年情報としての共有化と迅速な対応に努める。

(2) アンケート等の実施

①定期的に「タマにゃんチェック」及び「心のアンケート」を実施し、いじめの実態を把握する。早急な対応が必要な事案については、「6 いじめに対する措置」に則り速やかに対処する。

②各アンケートの分析結果についても、その都度知らせ、改善点等について周知する。

③「いじめの未然防止と早期解決のためのチェックシート」による取組の点検を定期的に行い、いじめ問題の未然防止に努め、早期発見により、深刻になる前に対処できるうちに行う。

(3) 相談体制の整備

①いじめ早期発見の保護者アンケートを配付し、各家庭による発見体制を整える。

②定期的な教育相談（個別面談）を実施し、実態の把握に努める。早急な対応が必要な事案については、「6 いじめに対する措置」に則り速やかに対応する。

③面談等が予定通りに進んでいるかといった進捗状況の把握や、どのような相談事例があるのか集約を行い、周知する。

④教育相談以外でも常時、相談ができるような場（養護教諭・スクールカウンセラー）を置く。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

①随時、生徒や保護者に対して、携帯電話等の使い方についての情報を発信するなど、啓発に努める。

②携帯電話及びスマートフォンの使用規定を各家庭で作成するよう啓発する。

(5) 家庭・地域社会との連携

①学校のいじめへの対処方針をはじめ、いじめの問題等の生徒指導上の課題については、PTAの会合等で日頃から情報を積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求める。

②保護者からの訴えやいじめ等に関して学校に寄せられる情報には、誠意を持って対応する。

③いじめの問題に関し、学校と保護者や地域の代表者との協議の場として学校運営協議会を位置付け、家庭・地域社会との連携を積極的に図る。

(6) 生徒指導委員会の充実

①毎週月曜日に開催している生徒指導委員会の中で、上記の取組内容の成果や課題について取り上げ、取組の方向性を協議し、学年化・学級化に努める。

②①の内容については、週明けの運営委員会でも報告する。

5 いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織

複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織「いじめ防止等対応委員会」を置く。

(1) 構成員（12人）

- ①校長、教頭、主幹教諭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、研究主任
- ②心理の専門家としてのスクールカウンセラー及び玉名市教育相談員
- ③福祉の専門家としての家庭児童相談員
- ④保護者代表としてのPTA会長
- ⑤第三者的立場からの学校運営協議会会長

(2) 協議内容

- ①学校基本方針に定められた取組の検証と評価及び見直し・改善
- ②いじめとして対応すべき事案か否かの判断
- ③いじめへの具体的な対応

(3) 留意事項

- ①加害生徒に対して必要な教育的な指導を行っているにも関わらず十分な効果を上げることが厳しい場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、玉名市教育委員会に報告し、玉名警察署と連携した対応をする。
- ②生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに玉名警察署に通報し、援助を求める。

6 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）

前項で設置した組織「いじめ防止等対応委員会」が中心となって対応する。

いじめられた生徒を守り通すとともに、いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、当該生徒が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的な配慮のもとでの心のケアや指導に努める。

傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる指導とともに、臨時の全校集会や生徒総会等を開催し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように努める。

(1) いじめの事実確認

①いじめを受けている生徒のきつさや思いをしっかりと受け止めるとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。

②一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡するなどの教育的な配慮に留意する。

(2) いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援

①いじめを受けた生徒の安全を最優先で確保し、担任だけでなく、組織的に生徒及び保護者の支援をする。

②スクールカウンセラーと連携し、ケアを行う。

(3) いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

①いじめを行った生徒に対する指導に当たっては、人格の成長を主眼においた指導、支援を行う。

②当該いじめの状況に応じて必要な組織をつくり、組織的に指導、支援を行う。

③組織については、生徒指導主事、学年主任がリードをして組織する。校長・教頭・主幹教諭との情報の共有を図る。（報告・連絡・相談の徹底）

④校長・教頭は、組織的な指導ができているか点検し、適切な指導を行う。

(4) 当該いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、玉名警察署の生活安全課と連携した対応をする。

- ①当該いじめが犯罪行為として取り扱うかどうか、「いじめ防止等対応委員会」を開き、判断する。
- ②当該いじめが犯罪行為と判断されたら、玉名市教育委員会の指導の下、教頭を窓口として玉名警察署生活安全課に相談する。

7 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して、判断する。
 - 一 生徒が自殺を図った場合
 - 一 身体に重大な障害を負った場合
 - 一 金品等に重大な被害を被った場合
 - 一 精神性の疾患を発症した場合
 - 一 連続して欠席している場合
- (2) 生徒や保護者からいじめられて上記事態に至ったという申立てがあった時は、その時点で、学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない。」と判断しても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
 - ① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合
 - 十分な聴き取りを行うと同時に、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先に調査を実施する。
 - 調査結果をもとにいじめた生徒への指導を行い、いじめ行為をただちに止めさせる。
 - いじめられた生徒に対しては状況に合わせたケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ② いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合
 - 当該生徒の保護者の要望・意見を十分聴取し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
 - 当該生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、自殺の背景調査を行う事とする。この調査に当たっては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちを十分配慮しながら行う。
- (3) 調査結果の提供及び報告
 - ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任を踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について説明する。
提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
 - ② 調査結果については、玉名市教育委員会へ報告する。